

電子取引データの保存について、令和5年度税制改正により、中小企業の経理実務を考慮して、下記のとおり要件が緩和されています。これにより、多くの中小企業が従前の保存方法のままでの対応が可能となります。

対象		①改ざん防止措置	②検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要	・ 出力書面を日付等ごとに整理して保存 (売上高5千万円以下の事業者は出力書面の保存も不要) ・ 税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)
	例外	必要	不要	
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等	猶予措置	不要	不要	・ 出力書面の保存 ・ 税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)

→システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記①、②の要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの中小企業が従前の保存方法のままでも良いこととされています。

また、電子帳簿保存法には「青色申告の承認が取り消される」「追徴課税・推計課税が課される」「会社法により、過料が科せられる場合がある」などの罰則があります。取引の事実が電子データ以外(書面など)からしっかり確認できる場合、直ちに罰則が科せられるわけではない様ですが、注意が必要です。電子帳簿保存法に対応したシステムを導入することで「業務の効率化」「法律に悩まなくて良い」「担当者の引き継ぎがしやすい」などのメリットもありますので、対策がまだの事業所は早急に対応するようにしましょう。

①対象となる企業は所得税および法人税の保存義務者。事業を実施している企業・個人事業主などのすべてが対象と言えます。②電子帳簿保存法の対象となる文書は「国税関係帳簿」「国税関係書類」「電子取引」の3つ。

以上を踏まえ、電子帳簿保存法のポイントは2つ。

(例) 検索しやすいファイル名の付け方

①ファイル名は(日付)_(取引先名)_(金額).pdfとする例

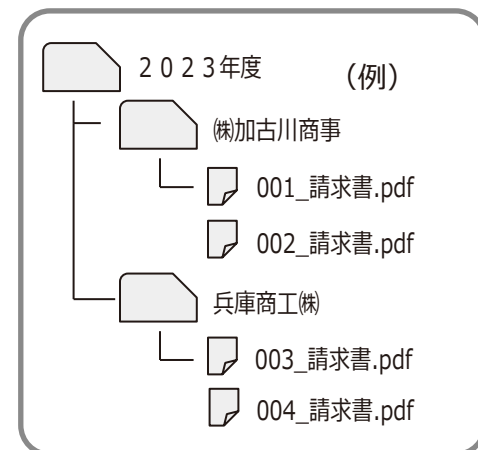
- 20231031_株式会社加古川商事_90000.pdf
- 20231115_株式会社加古川商事150000.pdf
- 20231130_株式会社加古川商事110000.pdf
- 20231231_株式会社加古川商事_90000.pdf
- ...

②索引簿を作成し、ファイル名に連番IDを振る例

- 0001_xxxx.pdf
- 0002xxxxxxxx.pdf
- 0003_xxxxxx.pdf
- 0004_xxx.pdf
- ...

索引簿		

表計算ソフト等



●フォルダ管理など
これは電子帳簿保存法の要件ではありませんが、運用上必要となる整理・管理について、フォルダ管理は不可欠です。フォルダや文書自体の名付け方についても社内検討し、決まったルールで管理をするといでしょう。

整然とした形式で、明瞭な状態で速やかに出力することが求められます。自社開発システムの場合はシステムの概要書の備え付けが重要です。

<参考> スキャナ保存を行うための要件

	重要書類 (資金や物の流れに直結・連動する書類)	一般書類 (資金や物の流れに直結・連動しない書類)
書類の例	契約書、納品書、請求書、領収書 など	見積書、注文書、検収書 など
入力期間の制限	次のどちらかの入力期間内に入力すること ① 書類を作成または受領してから、速やか(おおむね7営業日以内)にスキャナ保存する ② それぞれの企業において採用している業務処理サイクルの期間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日以内)にスキャナ保存する	
一定の解像度による読み取り	解像度200dpi相当以上で読み取ること	
カラー画像による読み取り	赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)で読み取ること	
タイムスタンプの付与	入力期間内に、総務大臣が認定する業務に係るタイムスタンプを、一の入力単位ごとのスキャナデータに付すこと	
バージョン管理	スキャナデータについて訂正・削除の事実やその内容を確認することができるシステム等又は訂正・削除を行うことができないシステム等を使用すること	
帳簿との相互関連性の確保	スキャナデータとそのデータに関連する帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと	不要
見読可能装置等の備付け	14インチ(映像面の最大径が35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること	
速やかに出力すること	スキャナデータについて、次の①~④の状態ですぐに出力することができるようにすること ① 整然とした形式 ② 書類と同程度に明瞭 ③ 拡大又は縮小して出力することができる ④ 4ポイントの大きさの文字を認識できる	
システム概要書等の備付け	スキャナ保存するシステム等のシステム概要書、システム仕様書、操作説明書、スキャナ保存する手順や担当部署などを明らかにした書類を備え付けていること	
検索機能の確保	スキャナデータについて、次の要件による検索ができるようにすること ① 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 ② 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた検索	